総合教育会議 資料 6-2 平成 28年8月1日 企画部企画政策課

切れ目のない支援の充実について

1 児童福祉法の改正

平成28年5月27日に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、すべての児童が健全に 育成されるよう、児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を 図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、 市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。

児童福祉法(平成29年4月1日施行)

【改正概要】

(1)児童福祉法の理念の明確化等

児童が健やかな成長・発達、自立等を保障されることの明確化、保護者支援の推進など

(2)児童虐待の発生予防

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの設置など

(3)児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるなど

(4)被虐待児童への自立支援

親子関係再構築支援について、関係機関等が連携して行うべき旨を明確化するなど

2 西東京市総合戦略の策定

まち・ひと・しごと創生法に基づき、市の人口の現状と将来展望等を踏まえた上で、第2次総合計画における6つのまちづくりの方向のうち、「創造性の育つまちづくり」など4つの方向を加速させるための戦略プラン(アクションプラン)として、平成28年3月に策定した。

基本目標1 健康・安心・いきいきと暮らせるまちをつくる

基本目標2 地域に根ざした産業が育ち、まちの活力を伸ばす

基本目標3 まちを楽しみ、まちの良さを高める

(総合戦略抜粋)

基本目標1の講ずべき施策の基本的な方向性

- ○結婚・出産・子育で期における切れ目のない支援、情報発信の強化や子どもの居場所づ くりなどの充実
- ○子育て世代の負担軽減や生活における調和を図るための意識啓発

3 特別支援教育との関わり

支援を必要とする子供たちの就学においては、就学前の生活状況を十分に捉えた上で、それぞれの状況に応じた対応が必要である。

特別支援教育においては、就学時における特別支援学級や特別支援教室等への入級をスムーズに行うための対策として、就学前からの子どもたちの生活状況を的確に捉えるための体制を充実させていくことが重要な課題となっている。